

東京都子供・子育て支援交付金補助要綱

29 福保子計第749号

平成29年12月6日

1 交付の目的

この交付金は、区市町村が子ども・子育て支援法（平成24年法第65号）第61条の規定に基づき策定する、区市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費及び東京都子供・子育て支援交付金補助要綱（平成29年12月6日付29福保子計第749号。以下「補助要綱」という。）3に規定する事業に要する経費について、東京都（以下「都」という。）が予算の範囲内において交付することにより、地域における子供・子育て支援の円滑な推進を図り、もって子供・子育て支援の充実に資することを目的とする。

2 補助対象

この交付金の交付は、東京都知事（以下「知事」という。）が区市町村に対して行うものとする。

3 補助対象事業

この交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の（1）から（13）までに掲げる事業とする。

（1）利用者支援事業

利用者支援事業実施要綱（平成27年6月18日付27福保子計第258号）に規定する事業

（2）延長保育事業

東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第511号）に規定する事業

（3）実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成27年8月31日付27福保子計第240号）に規定する事業

（4）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（平成27年10月15日付27福保子計第241号）に規定する事業

（5）学童クラブ事業

東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子家第358号）

に規定する事業

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業実施要綱（平成26年9月29日付26福保子家第588号）

に規定する事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸方向事業実施要綱（平成26年9月19日付26福保子家第582号）

に規定する事業

(8) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業実施要綱（平成26年9月19日付26福保子家第584号）に

規定する事業

(9) 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業

子供を守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱（平成26年9月16日付26福保子家第591号）に規定する事業

(10) 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）実施要綱（平成3年12月25日3福児育第452号）に規定する事業

(11) 一時預かり事業

東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）

に規定する事業

(12) 病児保育事業

東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）に規定する事業

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成25年12月3日付25福保子家第617号）に規定する事業

4 交付金の算定方法

- (1) この交付金の交付額は、別紙の第1欄に定める事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）及び病児保育事業については、それぞれ下表の細区分ごと）に、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された事業（区分）ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 第1欄の事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）及び病児保育事業については、それぞれ下表の細区分ごと）に、第2欄に定め

る基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 第1欄の事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）及び病児保育事業については、それぞれ下表の細区分ごと）に、アにより選定された額に3分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別紙第1欄の学童クラブ事業における、2 学童クラブ環境整備事業費（1）アからウまでについて、午後7時以降まで開所する学童クラブを新設する場合は、補助基準額の2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

また、別紙第1欄の病児保育事業（特定分・事業費）における1（3）及び2（3）普及定着促進費（開設準備経費）について、広域利用を前提とする場合は、補助基準額の3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

事業名	細区分
延長保育事業	○幼稚園型認定こども園以外 ○幼稚園型認定こども園
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○1号認定（公立） ○1号認定（私立） ○2，3号認定
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○新規参入施設への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費（保育所型、地方裁量型） ○認定こども園特別支援教育・保育経費（幼保連携型、幼稚園型）
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	○特定分 設置促進事業（新規開設かつ午後7時以降開所） ○特定分 上記を除く事業費合計 ○一般分 ○その他分
病児保育事業	○特定分 普及定着促進費（広域利用を前提とする場合） ○特定分 上記を除く事業費合計 ○特定分 低所得者減免分加算合計 ○一般分

（2）前項で算出した額等が予算額を超える場合、補助額の配分に著しい不均衡を生じる場合等には、調整を行うことがある。

5 交付の条件

この交付金の交付にあたっては、別記補助条件を付して行うものとする。

6 申請手続

区市町村長は、別紙様式2、3及び4の1から4の13までに関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

7 交付決定

- (1) 知事は、区市町村から提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第5条の条件を付して補助金の交付の決定又は決定の変更を行い、区市町村に通知するものとする。
- (2) 区市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を取り下げることができる。

8 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

9 準用

この交付金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、東京都子供・子育て支援交付金の交付に関して必要な事項は、東京都福祉保健局少子社会対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別 記

補 助 条 件

1 重複禁止

- (1) 補助要綱3に掲げる各事業の対象経費を重複して申請し交付を受けてはならない。
- (2) この交付金に係る補助金の交付と、対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 配分の変更

交付対象事業に要する経費については、補助要綱7に定める交付決定における、別紙様式2別表の各事業の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

なお、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）及び病児保育事業については、それぞれ以下の細区分を超えて配分の変更を行う事はできない。

事業名	細区分
延長保育事業	○幼稚園型認定こども園以外 ○幼稚園型認定こども園
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○1号認定（公立） ○1号認定（私立） ○2，3号認定
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○新規参入施設への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費（保育所型、地方裁量型） ○認定こども園特別支援教育・保育経費（幼保連携型、幼稚園型）
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	○特定分 ○一般分 ○その他分
病児保育事業	○特定分 ○一般分

3 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

4 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分について２を除き変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

5 財産処分の制限

- （１）区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２７年１２月４日内閣府告示第４２４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （２）知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に返納させることがある。

6 財産の管理

区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

7 関係書類の保管

区市町村長は、この交付金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業の歳入・歳出について証拠書類を整理し、かつ当該会計年度終了後５年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２７年１２月４日内閣府告示第４２４号）に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

8 事業の完了時期

事業は、平成３０年３月３１日までに完了しなければならない。

9 間接補助の場合の条件

区市町村長が、区市町村以外の者が行う補助対象事業に対して、この交付金を財源の

一部とする相当の反対給付を受けない給付金を交付する場合には、間接補助事業者に対して、補助要綱5に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

1 0 事故報告等

区市町村長は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

1 1 状況報告

区市町村長は、知事から事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

1 2 事業の遂行命令等

- (1) 1 0及び1 1による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、事業が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対し、これらに従って当該交付事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- (2) (1)に規定する命令に反したときは、知事は、区市町村長に対し、事業の一時停止を命ずることがある。

1 3 実績報告

区市町村長は、交付対象事業が完了したとき、事業が予定の期間内に完了しないまま交付金交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は4（3）の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について別紙様式3及び5の1から5の13までに関係書類を添付し、別に定める日までに知事に報告するものとする。

また、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により報告し、実績に反映させること。

なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

1 4 額の確定

知事は、1 3 の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、区市町村長に通知する。

1 5 是正のための措置

- (1) 知事は、1 4 の調査の結果、交付事業の成果が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。
- (2) 1 1 の規定は、(1) の規定による命令により必要な措置をした場合についても、これを行わなくてはならない。

1 6 決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

なお、この規定は、1 4 により交付すべき交付金の額を確定した後においても適用する。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

1 7 交付金の返還

(1) 3 又は1 6 により交付金の交付の決定が取り消された場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、知事は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) (1) の規定は、1 4 により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

1 8 違約加算金

区市町村長は1 6 に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、交付金を返還することとなったときは、その返還に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間の期間については、既納付額を控除した額）につき1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金（1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

19 延滞金

区市町村長は、交付金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

20 事情変更による届出

区市町村長は、交付金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

21 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が交付金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。